

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

| 現行   | 改正   | 改正理由 |
|--|--|------|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第4条)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制(第5条―第14条)</p> <p>第3章 安全衛生対策</p> <p>第1節 危険又は健康障害の防止(第15条―第21条)</p> <p>第2節 機械器具等の届出及び検査(第22条―第24条)</p> <p>第3節 就業に当たっての措置(第25条―第29条)</p> <p>第4節 健康の保持増進(第30条―第34条)</p> <p>第4章 雑則(第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 安全衛生対策</p> <p>第4節 健康の保持増進</p> <p>(新設)</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第4条)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制(第5条―第14条)</p> <p>第3章 安全衛生対策</p> <p>第1節 危険又は健康障害の防止(第15条―第21条)</p> <p>第2節 機械器具等の届出及び検査(第22条―第24条)</p> <p>第3節 就業に当たっての措置(第25条―第29条)</p> <p>第4節 健康の保持増進(第30条―第34条)</p> <p>第4章 雑則(第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 安全衛生対策</p> <p>第4節 健康の保持増進</p> <p><u>第33条の2 学長は、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な事項は、別に定める。</u></p> |      |

附 則(令和元年11月25日教規程第27号)

この規程は、令和元年11月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。